

2014年の主な税法改正 – 法人課税に関する主な内容

2014年1月1日付で公布された税法の改正内容のうち、法人課税に関連する主な内容について下記の通りお知らせ致しますので、ご参照下さいますようお願い致します。

1. 成長原動力の拡充及び中小企業の支援強化に向けた税制支援の拡大

2014年1月1日に法律第12173号として改正された租税特例制限法(以下、「改正租特法」といいます)では、企業の成長原動力の拡充及び中小企業の支援強化に向け、様々な税制支援対策の拡大を図っているところ、これに関する具体的な改正事項については下記の通りです。

区分	改正事項
創業中小企業等に対する税制支援の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資税額控除の繰越控除期間が5年から7年に延長
中小企業の技術移転に対する税制支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の特許権等の技術移転所得に対する所得税・法人税を50%減免
構造調整のための資産売却時の税制支援	<ul style="list-style-type: none"> 企業の債務返済のための資産売却時に、譲渡差益のうち負債返済に使用した金額は3年据え置き、3年分割益金算入
中小企業の雇用増加に対する税制支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業における非正規職の正規職への転換時に、1人名当たり100万ウォンの税額控除

(1) 創業中小企業等に対する税額減免の期間及び適用期限の延長

改正租特法では、中小企業の創業初期の投資を支援するため、中小企業が控除をうけられなかった中小企業投資税額控除(3%)の繰越控除期間を、従前の5年から7年に延長しました(改正租特法第144条第1項)。

同改正規定は、2014年1月1日以降に開始される課税年度分から適用されることになります。

(2) 中小企業の技術移転に対する税制支援

改正租特法では、企業間の技術取引を活性化させて技術力を高め、技術開発投資資金のスムーズな回収を支援するために、2015年12月31日まで、中小企業の特許権等を内国人に移転(特殊関係者に移転する場合は除く)することによって発生する所得に対する所得税・法人税を50%減免する規定を新設しました(改正租特法第12条第1項)。

同改正規定は、2014年1月1日以降の移転分から適用されます。

(3) 構造調整のための資産売却時の税制支援の拡大

改正租特法では、企業の自助努力を通じた経営正常化を支援するため、企業が2015年12月31日以前に、財務構造改善計画により資産を譲渡し、譲渡日から3ヶ月以内に債務を返済する場合、譲渡差益のうちの負債返済に使用された金額を3年据え置き、3年分割益金算入する規定を新設しました(改正租特法第34条)。

同改正規定は、2014年1月1日以降の譲渡分から適用されます。

(4) 中小企業の雇用増加に対する税制支援の強化

改正租特法では、正規職の雇用慣行の定着及び雇用の質向上の支援に向けて、中小企業が2013年6月30日現在雇用している非正規職と派遣労働者を2014年12月31日までに正規職へと転換した場合、1人当たり100万ウォンを税額控除する規定を新設しました(改正租特法第30条の2)。

同改正規定は、2014年1月1日以降の正規職勤労者への転換分から適用されます。

2. R&D準備金の損金算入適用期間終了等の主な縮小・廃止制度

改正租特法は、R&D支援の効率性向上等の政策目的の達成に関する項目及び歳出予算との重複支援の項目を大々的に縮小・廃止し、具体的な改正事項については、次の通りです。

廃止及び縮小事項	改正理由
R&D準備金の損金算入制度の適用期間の終了(改正租特法第9条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> R&D準備金は、国際的に運用されていない制度であり、一部企業への恩恵(メリット)が集中してしまう点を勘案
支給明細書の電子提出に対する税額控除の廃止(改正租特法第104条の5)	<ul style="list-style-type: none"> 支給明細書の電子提出が定着し、法的に義務化された点を勘案
海外資源開発投資の税額控除制度の適用期限の終了(改正租特法第104条の15)	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除対象が殆んど外国法人に対する間接的な投資であり、海外資源確保の効果が微々たる水準に止まり、予算・金融支援等が重複していることを勘案
外国人投資家が租税減免の決定をうけた外国人投資企業から受け取る配当についての租税減免の廃止(改正租特法第121条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人投資に対する過剰な租税支援の整理(2014年1月1日以降の租税減免の決定分から適用)
内国法人が協力中小企業に出資して受け取った収入配当金額の益金不算入制度の適用期間の終了(改正租特法第8条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 支援の実効性がない非課税・減免制度の整理

3. 物的分割法人の株式処分に対するアフターケアの強化

2014年1月1日に法律第12166号として改正された法人税法(以下、「改正法人税法」といいます)では、迂回的な持分譲渡を通じた租税回避を防止するために、分割法人が保有している分割新設法人の株式等の割合が50%未満に下落する場合、物的分割による譲渡差益の課税繰延金額を全額益金算入するように改正しました(改正法人税法第47条)。

同改正規定は、2014年1月1日以降に株式等の保有割合が50%以上から50%未満となる分について適用され、2014年1月1日現在の株式等の保有割合が50%未満である場合として、自らが保有する株式等を50%以上処分する場合には、従前の規定に従い課税繰延金額を全額益金算入しなければなりません。

4. 法人保有の土地等を譲渡する際の追加課税の緩和

改正法人税法では、不動産市場の正常化を支援するために、法人保有の住宅及び非事業用の土地に対する法人税追加課税を緩和し、税率を従前の『法人税率+30%』から『法人税率+10%』へ引き下げました(改正法人税法第55条の2)。

同改正規定は、2014年1月1日以降の最初の譲渡分から適用されます。但し、中小企業が住宅又は非事業用の土地(未登記の土地などは除く)を2014年12月31日までに譲渡する場合には、上記の10%の追加課税が適用されま

せん(改正法人税法付則第8条)。

5. 改正企業の賞与処分に関連する源泉徴収制度の改善

2014年1月1日、法律第12169号として改正された所得税法では、賞与処分を予想できなかったため源泉徴収の可能性がなかった場合の法人の源泉徴収義務を排除するために、下記の賞与処分に対する法人の源泉徴収義務を免除し、役職員本人が所得税納付の義務を負担するように改正しました(改正所得税法第155条の4)。

- 法人が回生手続に従って他の法人に合併されるなど、支配株主の変更(以下、「引受」といいます)がある場合
- 引受後、被引受法人の回生手続開始前の役職員の横領等に対する社外流出によって賞与処分を行う場合

同改正規定は、2014年1月1日以降の発生所得分から適用されます。

上記の事項につき質問事項等がありましたら、下記の連絡先までご連絡下さい。
より詳細な内容について回答させていただきます。

● Choon Cho(弁護士)	TEL. 02 316 4213	E-Mail. ccho@shinkim.com
● In-Suk Hwang(弁護士)	TEL. 02 316 4365	E-Mail. ishwang@shinkim.com
● In-Hwa Chung(会計士)	TEL. 02 316 4219	E-Mail. ihchung@shinkim.com
● Yoon-Hee Kim(弁護士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4025	E-Mail. yhekim@shinkim.com
● Jong-Yeol Choi(会計士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4047	E-Mail. jyechoi@shinkim.com
